

四国電力伊方原発差止一広島新規仮処分決定日近し！

## 樋口英明緊急講演会開催のご案内

ZOOM

広島県と愛媛県の住民計7名が、四国電力伊方原発3号機の運転は危険極まりないと、広島地裁に運転差止の仮処分申立を行ったのが2020年3月11日。（「広島新規仮処分の申立」）

この申立は、「樋口理論」に基づく日本で初めての原発運転差止仮処分申立でもありました。

仮処分の審尋も数えて5回目、2021年7月21日の第5回審尋期日（吉岡茂之裁判長）では、裁判所から早期終結、早期決定に向けての強い意向が示されました。遅くとも10月末までに広島地裁決定が出る可能性が極めて高い状況下にあるといえます。

そこで改めて「樋口理論」とはなにか、申立人側の訴えのポイント、この理論に基づく訴えが日本の原発裁判に与える影響などなど、みなさまにさらなるご理解をいただきたく、提唱者ご自身の樋口英明さん（元裁判長）に講演をいただくことになりました。

題して、

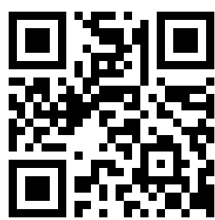
### 「広島新規仮処分決定日近し！樋口英明緊急講演会 —本当は誰にでもわかる原発裁判—」

日時：2021年10月8日（金） 午後7時～午後9時頃まで

形式：ZOOMによるオンライン講演会

進行：井上 豊（広島裁判事務局）

※講演後の質疑・討論の時間もとってあります。



参加ご希望の方は下記までメールでお申し込みください。

[hek@hiroshima-net.org](mailto:hek@hiroshima-net.org)

申込締切りは**10月7日午後6時**です。

その際「件名欄」には「講演会参加」とし、お名前・所在地・連絡先をご連絡ください。 10月7日までに講演会 URL や講演レジュメをお送りします。

主催：伊方原発広島裁判事務局

〒733-0012

広島市西区中広町 2-21-22-203

電話：090-7372-4698

E-mail: [saiban\\_office@hiroshima-net.org](mailto:saiban_office@hiroshima-net.org)

ZOOM 講演会運営担当者：

網野沙羅（原告団事務局長）

講演者紹介：樋口 英明（ひぐち ひであき）

1952年生まれ。三重県出身。司法修習第35期。福岡・静岡・名古屋等の地裁・家裁等の判事補・判事を経て2006年4月より大阪高裁判事、09年4月より名古屋地家裁半田支部長、12年4月より福井地裁判事部総括判事歴任。17年8月名古屋家裁部総括判事で定年退官。2014年5月21日、関西電力大飯原発3・4号機の運転差止を命じる判決を下した。さらに15年4月14日、原発周辺地域の住民らの申立てを認め、関西電力高浜原発3・4号機の再稼働差止の仮処分決定を下した（同氏近著「私が原発を止めた理由」より）。

なお上記判決は福島原発事故後最初の原発運転差止判決であり、上記仮処分決定はわが国で初めての原発運転差止仮処分決定となった。定年退官後は精力的に全国で講演活動。